

平成十二年総理府令第百二十四号

特定核燃料物質の運搬に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十九条の三の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定核燃料物質の運搬の取決めに關する規則を次のように定める。

（特定核燃料物質の運搬に關し取決めが必要な事項）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

一 照射されていない次に掲げる物質

次項に定める事項

イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十一号に掲げるものを除く。）

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質

第三項に定める事項

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十一号に掲げるものを除く。）

六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

第四項に定める事項

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。）

十 令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、前号に掲げるものを除く。）

十二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出される予定日時及び受取人の工場又は事業所に搬入される予定日時並びに運搬手段
- 二 特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出されたときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。

三 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出されないときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。

四 特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されたときは、受取人が特定核燃料物質を収納する容器についている錠及び封印の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。

五 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されないときは、直ちにその旨を受取人が発送人に通知すること。

六 特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される予定日時及び場所並びに当該責任が移転されるための手続

七 前号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないと見込まれるときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者に通知すること。

八 特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者が発送人（当該特定核燃料物質が外国の工場又は事業所から運搬される場合は、受取人）に通知すること。

九 本邦外において特定核燃料物質を運搬している場合（日本船舶又は日本航空機により運搬している場合を除く。）には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が、警備を担当する者（以下「警備人」という。）に当該特定核燃料物質を常時監視させ、関係機関との連絡体制を整備すること。

十 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定めること。

ロ 防護区域の境界を柵等の障壁によつて区画し、及び防護区域の出入口の数をできるだけ少なくすること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。

ハ 防護区域に出入りしようとする者の身分及び当該区域への出入りの必要性を確認の上、当該区域に出入りすることを認めた者以外の者の出入りを禁止すること。

ニ 関係機関との間における連絡を迅速かつ確実に行うことができる警備人に防護区域を常時監視させること。

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前項第一号から第八号までに定める事項

二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

イ 防護区域を定めること。

ロ 防護区域の境界を柵等の障壁によつて区画し、防護区域の出入口の数をできるだけ少なくし、及び防護区域を、警備人に常時監視させ若しくは人の侵入を監視するための装置により常時監視すること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。

4 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第二項第一号から第八号までに定める事項

二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が防護区域を定め、当該区域への人の出入りを制限すること。

5 第一項の表第十二号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認の申請）

第二条 法第五十九条の二第二項の規定により、特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 運搬される特定核燃料物質に関する説明書

二 特定核燃料物質の運搬計画に関する説明書

三 特定核燃料物質の運搬に係る責任の移転に関する説明書

2 前項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合は正本一通及び副本二通）とする。

（確認証の交付）

第三条 原子力規制委員会は、法第五十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

附 則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年一月三〇日文部科学省令第五三三号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年四月二五日文部科学省令第一五五号）

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一四日文部科学省令第三二二号） 抄

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則 （平成二九年一月二二日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、平成二九年二月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別記様式（第2条関係）

取決めの締結確認申請書

番 号

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条の 2 第 2 項及び特定核燃料物質の運搬の
取決めに関する規則第 2 条第 1 項の規定により取決めの締結の確認を申請します。

運搬される特定核燃料物質の種類 及び量 (注 1)		
運搬される特定核燃料物質の区分 (注 2)		
発送人	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	搬出される工場又は 事業所の名称及び 所在地	
受取人	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	搬出される工場又は 事業所の名称及び 所在地	
運搬について責任を有 する者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
搬 出 予 定 日 時		
搬 入 予 定 日 時		
本邦外における一時保管の有無		
取決めに関する説明（注 3）		

注 1 イ 種類についてはプルトニウム、ウラン、使用済燃料の別を記載し、プルトニウムにあつてはプルトニウム 238 の同位体濃度を、ウランにあつては濃縮度を、使用済燃料にあつてはその表面から 1 メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度 10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が 1 グレイ毎時を超えるかどうかを併記すること。

ロ 量については、総量及びプルトニウム、ウラン 235 又はウラン 233 の量をトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

2 区分については、第 1 条第 1 項の表第 1 号及び第 2 号に該当する場合にあつては区分Ⅰと、同表第 3 号から第 6 号までに該当する場合にあつては区分Ⅱと、同表第 7 号から第 11 号までに該当する場合にあつては区分Ⅲと、同表第 12 号に該当する場合にあつては区分Ⅳと記載すること。

3 取決めの写しを添付すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。